

新型インフルエンザワクチン接種 「優先接種対象者」以外の方の接種は2月中に開始予定

現在、新型インフルエンザワクチンの接種は優先接種対象者の方に対して行っていますが、優先接種対象者以外の方に対しての接種は、国では2月中に開始する予定としています。

接種開始時期が確定しましたら、市ホームページ等でお知らせします。また、政府広報や各報道機関から接種開始時期の情報が報道される予定ですので、これらの情報も注視してください。

新型インフルエンザワクチンの接種費用（全国一律）

1回目：3,600円 2回目：2,550円（1回目と同じ医療機関で接種する場合）

※2回目の接種が必要な方は一部の優先接種対象者です。それ以外の方については1回接種となります。詳しくは、かかりつけ医にご相談ください。

● 優先接種対象者とは ●

- 医療従事者（1回接種）
- 妊婦（1回接種）
- 基礎疾患を有する方（1回または2回接種）
- 1歳～就学前の幼児（2回接種）
- 小学校1～3年生（2回接種）
- 1歳未満の小児などの保護者（1回接種）
- 小学校4～6年生（2回接種）
- 中学生、高校生相当年齢者（1回接種）
- 65歳以上の方（1回接種）

生活保護世帯・市民税非課税世帯の方への接種費用助成の対象拡大を予定しています

現在、生活保護世帯・市民税非課税世帯の優先接種対象者に対して、国・県・市による接種費用の助成を行っていますが、優先接種対象者以外の方への新型インフルエンザ接種が開始された場合、助成の対象範囲を拡大し、優先接種対象者以外の方への生活保護世帯・市民税非課税世帯の方に対しても、接種費用の助成を行う予定です。

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成対象者・助成率・申請方法

生活保護世帯・市民税非課税世帯の方に対する助成（国・県・市の助成）

助成の対象者	助成率	申請方法
生活保護世帯の優先接種対象者	100%	A ●
世帯員の全員が市民税非課税の優先接種対象者		

※優先接種対象者以外の方への生活保護世帯・市民税非課税世帯の方に対する助成についても、上表と同じく、助成率は100%、申請方法は「A」になる予定です。
 ※被保護者証明書は市庁舎別館社会福祉課、各総合支所市民福祉課で交付します。
 市民税非課税証明書は市庁舎本館納税課、東予総合支所税務課、丹原・小松総合支所総務課（税務係）で交付します。助成金交付申請書と代理受領委任状も各担当課であわせてお渡します。

愛媛県内の医療機関で接種される場合は、下記書類に必要事項を明記し、接種時に医療機関窓口へ提出してください。

- ・被保護者証明書または市民税非課税証明書
- ・助成金交付申請書
- ・代理受領委任状

※愛媛県外で接種した場合は、B（市民税課税世帯）と同じ方法で申請してください。

一部の優先接種対象者の方に対する助成（市単独の助成）

助成の対象者	助成率	申請方法
① 医療従事者、妊婦	100%	B ●
② 基礎疾患のある方	2分の1	
③ 1歳～小学校3年生	3分の1	
④ 1歳未満の小児の保護者		
⑤ ①～③の対象者のうち、身体上の理由で予防接種ができない方の保護者等		

接種費用を支払った後、下記書類等を持って、市の申請窓口で申請してください。

- ・接種費用の領収書
- ・新型インフルエンザ予防接種済証
- ・普通預金通帳、印鑑（スタンプ印は不可）

申請窓口 ○各保健センター
 ○市庁舎別館5階会議室
 ○各総合支所市民福祉課

※上表の申請方法「B」に該当する方は、接種後は速やかに助成の申請をしてください。

※2回接種が必要な方で、上表の申請方法「B」に該当する方は、2回目の接種終了後、2回分をまとめて申請できます。